

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

別表第五（第九条の八関係）

別表第五（第九条の八関係）

災害派遣等手当		種類	支給される職員の範囲	支給額
			(略)	
			(略)	

災害派遣等手当		種類	支給される職員の範囲	支給額
			災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る災害（以下「原子力災害」という。）その他の防衛大臣の定める大規模な災害（原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの及び災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部の設置に係る	作業一日につき千六百二十円（災害対策基本法に基づく警戒区域及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域並びにこれらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるものにおける作業並びに特に生命に著しい危険を伴う作業と

<p>原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの又は特定大規模災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の搜索救助、水防活動、道路又は水路の啓開その他の防</p>	
<p>作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次に定める額 原子力災害のうち防衛大臣の定めるものにおける作業 四万二千円を超</p>	

<p>原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの又は特定大規模災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の搜索救助、水防活動、道路又は水路の啓開その他の防</p>	<p>災害（以下「特定大規模災害」という。）を除く。）が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の搜索救助、水防活動、道路若しくは水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険若しくは困難等を伴う救援等の作業に引き続き二日以上従事するもの又は特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）</p>
<p>作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次に定める額 原子力災害のうち防衛大臣の定めるものにおける作業 四万二千円を超</p>	<p>して防衛大臣の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。）にあつては、三千二百四十円</p>

備考 (略)			
		災害対策基本法に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害その他の防衛大臣の定める災害が発生した地方公共団体の区域に派遣され、関係行政機関その他の関係者との連絡調整の作業に従事する職員（自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員を除く。）	衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの
		作業一日につき千六百二十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額	えない範囲内で防衛大臣の定める額 特定大規模災害における作業 六千四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額

備考 (略)			
			衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの
			えない範囲内で防衛大臣の定める額 特定大規模災害における作業 六千四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額